

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第30号

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。